

事務連絡
平成21年9月4日

各 (都道府県
指定都市
中核市) 次世代育成支援担当課
母子保健担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課少子化対策企画室
母子保健課

後期行動計画策定に当たっての母子保健との連携について

次世代育成支援対策推進法に基づく後期計画については、前期計画に係る必要な見直しを行った上で、平成22年度から26年度までを計画期間として、平成21年度中に策定することとしております。

また、母子保健の国民運動計画として展開している「健やか親子21」については、平成21年3月31日雇児母発第0331001号母子保健課長通知『「健やか親子21」の計画期間について』により、すでにお示ししたとおり、後期計画とともに両計画を一体的に推進することが目標の達成に効果的であると考えられることから、計画期間を4年延長し、後期計画に合わせた平成26年度までとしたところであります。

本年、「健やか親子21」第2回中間評価を実施し、「健やか親子21」の評価等に関する検討会での議論を踏まえ、必要な見直しを行うこととしていますが、先般、別添のとおり「健やか親子21」の評価等に関する検討会が開催され、各委員からは次世代行動計画の見直し等に当たっては、母子保健分野と児童福祉分野の相互の協力が不可欠の旨の意見が出されたところであります。

つきましては、都道府県及び市町村行動計画の策定に当たり、関係部局間の相互の調整・連携が図られるよう、お取り計らい願います。

【問合せ先】

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2
Tel: 03-5253-1111
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課少子化対策企画室 池上(内7793)
母子保健課 山口(内7940)

**第2回「健やか親子21」の評価等に関する検討会における、委員の
次世代育成行動計画と母子保健施策の連携に関する主な発言のポイント**

- ・地域子育て支援と母子保健の連携はかなり深く、保健師だけではなく母子保健に関わるスタッフ等と地域子育て支援拠点スタッフが連携し、身近なところで家庭を見守る体制づくりを考えることが必要
- ・次世代育成前期行動計画で増やしてきた保育や子育て支援を母子保健とつなぐ等、点在化している資源を面にしてネットワークにしていくのが後期行動計画の大きな課題
- ・母親(両親)学級や乳幼児健診が、他の施策や地域全体の子育て支援施策の中でどうあるべきか、もう少し広い視点をもって考えていくことが必要。乳幼児健診は、90%以上の母親が子どもを連れてくる場であり、この場を地域との出会いの場とする等、活用を考えることが必要

参考:

第2回「健やか親子21」の評価等に関する検討会
開催日時: 2009年8月5日(水) 10:00~12:00
開催場所: 厚生労働省 共用第7会議室



雇児母発第0331001号

平成21年3月31日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

「健やか親子21」の計画期間について

21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」は、平成13年から推進してきたところであるが、今般、雇用均等・児童家庭局長参集の『「健やか親子21」の評価等に関する検討会』での検討を踏まえ、下記のとおり、「健やか親子21」の計画期間を延長することとしたので、ご了解の上、引き続き積極的な取組が図られるようお願いする。

なお、都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市、保健所設置市、特別区を除く）への周知をお願いする。

記

1 「健やか親子21」の計画期間

国民運動計画の対象期間は、「健やか親子21」の策定当初、2001年（平成13年）から2010年（平成22年）までの10年間としていたが、4年間期間を延長し、2014年（平成26年）までとする。

2 計画期間の延長理由

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画（以下「行動計画」という。）については、2005年度（平成17年度）から2009年度（平成21年度）までが前期計画、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までが後期計画の計画期間と定められているところである。

行動計画においては、母子保健分野の課題も含めて計画が策定されるなど、「健やか親子21」との関連が深く、両者を一体的に推進することが、目標の達成に効果的であると考えられることから、「健やか親子21」の計画期間を延長し、行動計画と計画期間を合わせるものである。